

事務連絡
令和6年8月9日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県専修学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
附属学校及び専修学校を置く国立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

「子どもの人権SOSチャット」の運用開始について（周知）

法務省の人権擁護機関において、インターネットブラウザを介してアクセスができるチャット形式による人権相談「子どもの人権SOSチャット」の運用を本年9月2日から開始することとされており、この度、法務省から別紙の通り周知の依頼がありました。

つきましては、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校（高等専修学校を含む。）及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県の私立学校・専修学校主管課にあっては所轄の私立学校（高等専修学校を含む。）に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課にあってはその所管する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の担当課にあっては認可した学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等専修学校に対して、周知いただくようお願いします。

なお、学校の負担軽減を図る観点から、同時期に他の通知等がある場合には、所管の学校に対してまとめて送付いただいたり、教育委員会主催の教員研修の

場で配布するなど、周知の範囲及び方法について、教育委員会において必要に応じて御判断いただけますと幸いです。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話番号：03-5253-4111（内線：2559）

法務省権調第109号
令和6年8月9日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 殿
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 殿
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長
(公 印 省 略)

「子どもの人権SOSチャット」の周知に関する協力方について（依頼）
法務省の人権擁護機関が行う人権擁護活動につきまして、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の子どもを取り巻く状況については、学校におけるいじめの重大事態の発生件数や不登校児童生徒数が過去最多を更新し、子どもの自殺者数が高水準で推移しているところ、子どもの心の小さなSOSに耳を傾け、支援につなげる取組が求められています。

法務省の人権擁護機関では、子どもを対象とする人権相談窓口として、電話相談やメール相談に加え、チャット形式による相談「LINEじんけん相談」を実施しているところ、いじめ・不登校・自殺等の未然防止や困難や悩みの早期把握等に向けた相談窓口の更なる充実を図るため、インターネットブラウザを介してアクセスができるチャット形式による人権相談「子どもの人権SOSチャット」の運用を本年9月2日から開始します。例えば、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末も活用していただけます。

つきましては、本取組につきまして学校等への周知方につき特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なや

そうだん

悩みがあつたら相談してね!



じんけん
人権イメージキャラクター
じん
人KENまもるくん
くん

子どもの人権SOSチャット

ひみつは守るよ!



うけつけじかん
受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

こちらから相談
してね!



[https://kodomochat.jinken.go.jp/
browser_chat/jinken/users/sign_in](https://kodomochat.jinken.go.jp/browser_chat/jinken/users/sign_in)

じんけん

子どもの人権SOS チャット

じんけん

子どもの人権SOS チャットって？

学校でいじめにあっている、家の人間にいやなことをされる、SNSにいやなことを書かれるなど、学校の先生やおうちの人には話しくいけど、このままではどうしていいかわからない、誰にも相談できず、ひとりで悩んでいることはありませんか？

そんなときは、子どもの人権SOS チャット（チャット形式による相談）を利用して相談してください。

多くの機関の職員（法務局の職員）や、子どもの人権問題に詳しい人権擁護委員が相談に応じます。相談のひみつは守りますので、安心して相談してください。

「まわりでこんなことで困っている子がいるよ」といった相談でも大丈夫です。

受け付け 時間は？

月曜日から金曜日 朝8時30分から夕方5時15分まで

相談に当たっての注意事項

相談内容のひみつは守ります。希望や同意がない限り、相談内容や相談があったことを誰かに伝えることはありません。

ただし、身体や命に危険があると判断したときなど、緊急の場合は、警察や学校、関係機関などに連絡して、あなたの安全を確保する場合があります。

相談内容は、誰の相談かわからないよう個人情報を消して、相談をよりよいものにするための検証に利用する場合があります。

どうやって相談するの？

パソコンやタブレットで、右の二次元コードを読み取って相談してください。



じんけん 子どもの人権SOS チャット

そうだん
相談のはじめかた

ほうむしょうじんけんようごきょく ぜんこくじんけんようごいいんれんごうかい
法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

1. ログイン

- ▶ 下の二次元コードをカメラで読み取って、
ログイン画面へ移動します。



→
ログイン画面へ移動

ログイン画面

ようこそ。以下の情報を入力して、ログインしてください。
はじめて相談をご利用の場合は、画面の一番下のボタンからユーザー登録をお願いいたします。

ログイン

ニックネーム
ニックネームを入力してください

パスワード
パスワードを入力してください

ログイン >

まだ登録していない方はこちら >

2. 新規ユーザー登録

はじ そうだん しんき とうろく ひつよう
▶初めて相談するときは、新規のユーザー登録が必要です。

The diagram illustrates the process of creating a new user account. It starts with the 'Login Screen' (ログイン画面) on the left, which contains fields for 'Nickname' (ニックネーム) and 'Password' (パスワード), and a 'Login' button (ログイン). A red box highlights the link 'まだ登録していない方はこちら' (For those who have not registered yet) at the bottom left of the screen. A large red arrow points to the right, leading to the 'New User Registration Screen' (新規ユーザー登録画面) on the right. This screen has fields for 'Nickname' (ニックネーム) and 'Password' (パスワード), both of which are highlighted with red boxes. Below these fields is a button labeled 'この内容で登録する' (Register with this content).

①「まだ登録していない方はこちら」を押してください。

②「ニックネーム」と「パスワード」を入力して、「この内容で登録する」を押してください。

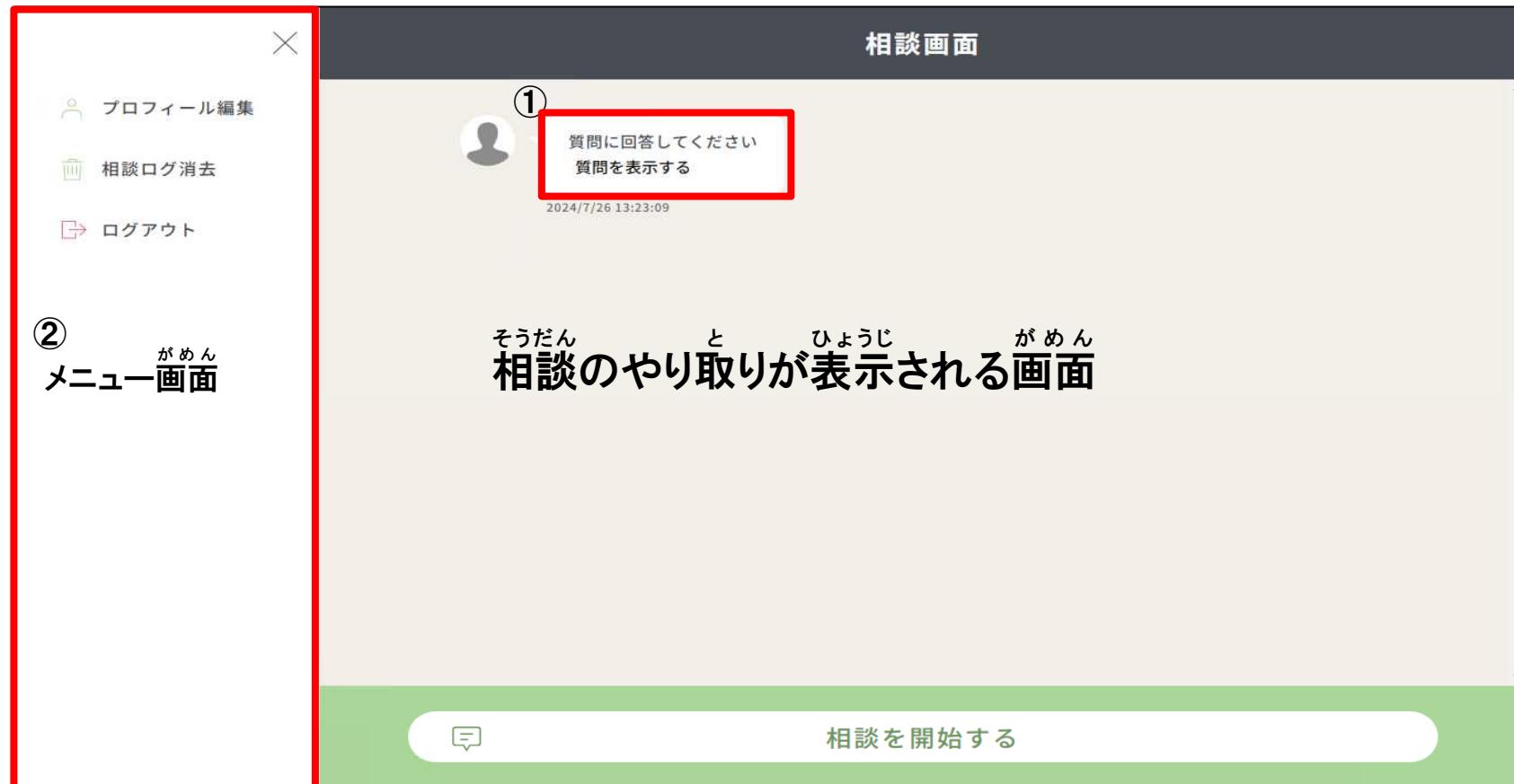
※ニックネームとパスワードを決めるときには、9ページの内容に注意してください。

※ ニックネームやパスワードを忘れたときは、もう一度、新規のユーザー登録をし直してください。

ユーザー登録をし直すと、これまでに相談した内容は見られなくなるので注意してください。

そうだんがめん せつめい
3. 相談画面の説明

とうろく かんりよう
▶ ユーザー登録が完了すると、相談画面に移動します。



①「質問を表示する」を押してください。

②メニュー画面の使い方は7~9ページを見てください。

4. 質問に答える

▶ 初めて相談するときは、お住まいの都道府県を答えてもらう必要があります。

質問に回答してください。

居住地

① 現在お住まいの居住地について教えてください。

愛知 (あいち)
 青森 (あおもり)
 秋田 (あきた)
 石川 (いしかわ)



山口 (やまぐち)
 山梨 (やまなし)
 和歌山 (わかやま)

※かならず選択してください。

書き直す ① 送信する

回答内容の確認

以下の内容で送信しますが、よろしいですか？

居住地
愛知 (あいち)

② 送信する キャンセル

①お住まいの都道府県にチェックを付けて「送信する」を押してください。

②「回答内容の確認」画面が表示されるので、「送信する」を押してください。

そうだん
5. 相談する



①「相談画面」で「相談を開始する」を押してください。

そうだん
5. 相談する



②「メッセージを入力」に相談したいことなどを入力して、 を押してください。
(順番を待っているときも入力することができます。)

6. メニュー画面の使い方①(プロフィール編集)



- ①メニュー画面の「プロフィール編集」を押すと、プロフィール編集画面に移動します。
- ②ニックネームを変えるときは、新しい「ニックネーム」と今の「パスワード」を入力して「更新」を押してください。
- ③「連絡用メールアドレス」に自分のメールアドレスを登録すると、相談員から返事があつたことをお知らせします。
登録するときは、今の「ニックネーム」と登録する「連絡先メールアドレス」を入力して「更新」を押してください。
- ④パスワードを変えるときは、「パスワードを変更する」を押してください。パスワード変更画面に移動します。
パスワード変更画面で、今の「パスワード」と新しい「パスワード」(2か所)を入力して「更新」を押してください。

7. メニュー画面の使い方②(相談ログ消去)

▶ これまでのやり取りを相談画面から消したいときに使います。

消したやり取りを元に戻すことはできませんので注意してください。



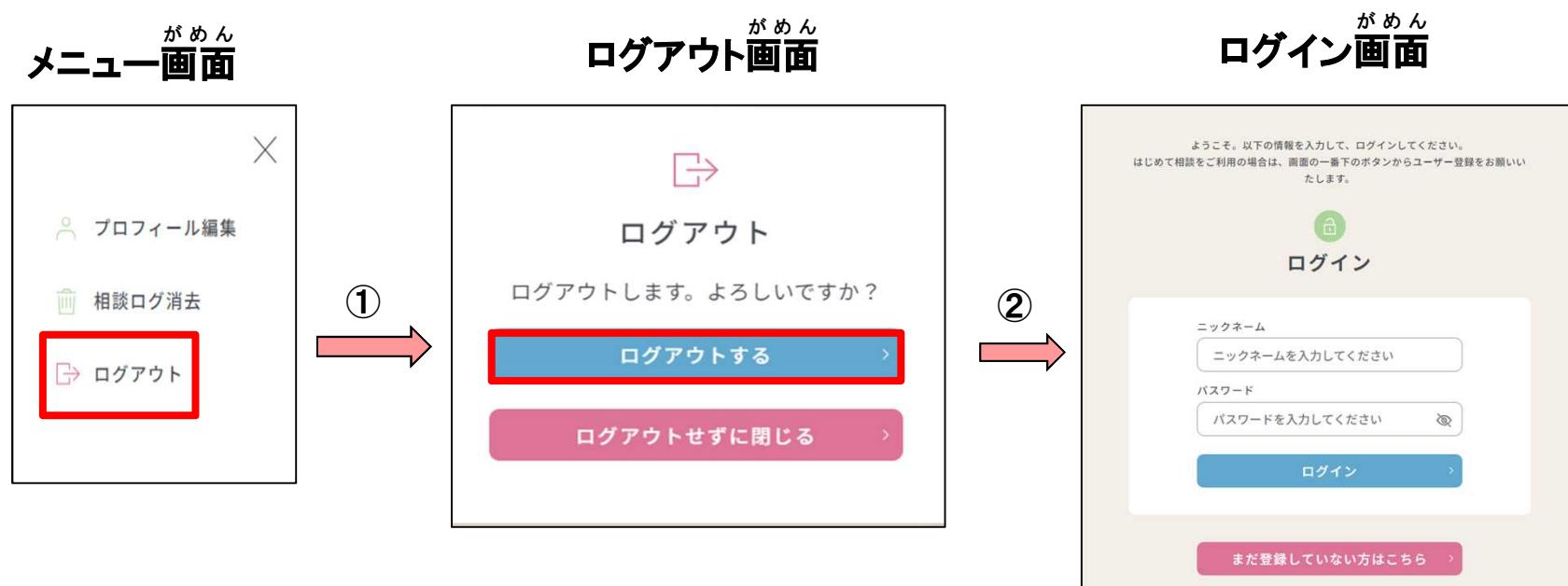
①メニュー画面の「相談ログ消去」を押すと、相談ログ消去画面に移動します。

②「ログを消去する」を押すと、相談画面のこれまでのやり取りが消されます。

8. メニュー画面の使い方③(ログアウト)

▶ そうだん お
相談を終わりたいときに使います。

いってい じかん そうさ
一定の時間、操作をしなかったときは自動的にログアウトします。



①メニュー画面の「ログアウトを押すと、ログアウト画面に移動します。

②「ログアウトする」を押すと、ログイン画面に移動しますので、ブラウザの「×」などを押して画面を閉じてください。

ふせい よぼう き

9. 不正アクセスを予防するために気をつけること

- ▶ パスワードを決めるときは、以下のことに注意しましょう
 - ▶ (1) ニックネームと同じものにしないこと
 - ▶ (2) 名前や誕生日、出席番号などの個人情報を使用しないこと
 - ▶ (3) 英単語などをそのまま使用しないこと
 - ▶ (4) アルファベットや数字を組み合わせたものにすること
 - ▶ (5) 少なくとも 8文字以上にすること
 - ▶ (6) 同じ文字のくり返しや分かりやすい文字の並びにしないこと
- ▶ ニックネームとパスワードは、ほかの人に知られないように管理しましょう
忘れないようにメモを作ったときは、そのメモがほかの人に見られないように保管しましょう
- ▶ ほかのところで使っているパスワードは使わないようにしましょう
- ▶ 必ず自分のアカウントを作って相談しましょう
ほかの人のアカウントを使ったり、自分のアカウントを使わせたりしないようにしましょう